

## 魚津市農業委員会総会議事録

- ・と き 令和4年7月5日（火）  
午後1時30分
- ・ところ 魚津市役所第一委員会室

## 議 事

- 第 1 議事録署名委員について
- 第 2 議案 第 25 号 農地法第 4 条の規定による事業計画変更申請に対する意見決定について
- 第 3 議案 第 26 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第 4 議案 第 27 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第 5 議案 第 28 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による意見決定について
- 第 6 議案 第 29 号 令和 4 年度富山県農業政策に関する提言について  
(案)

総会の種類	定例総会		
1. 総会の期日	令和4年7月5日(火)		
2. 総会の場所	魚津市役所第一委員会室		
3. 農業委員の定数	14名		
4. 総会に出席した農業委員の数	12名		
会長（議長）	14番	杉山 篤勇	
委員	1番	稗苗 史絵	2番 小坂 義則
	3番	宮坂 博一	4番 佐々木 隆
	5番	住田 賀津彦	6番 関口 卓司
	7番	大崎 章	8番 金坂 隆男
	9番	高橋 順子	12番 谷越 彦茂
	13番	石坂 誠一	
5. 総会に欠席した農業委員の数	2名		
	10番	松田 治之	11番 北田 直喜
6. 総会に出席した農地利用最適化推進委員の数	2名		
	下中島地区	吉崎 道隆	
	下野方地区	石川 信廣	
7. 議事録署名委員			
	12番	谷越 彦茂	13番 石坂 誠一
8. 総会に出席した職員			
	事務局長	矢野 道宝	庶務係長 高森 玲子
	主査	本田 陽一	主事 小川 聡志
	主事	小林 智樹	

【開 会：午後1時30分】

議 長： それではただ今から令和4年度7月農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は委員14名中12名出席ですので、総会は成立しております。

本日の議事録署名委員には、12番谷越委員、13番石坂委員にお願いいたします。

議案第25号農地法第4条の規定による事業計画変更申請に対する意見決定及び議案第26号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、一括して事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第25号農地法第4条の規定による事業計画変更申請に対する意見決定及び議案第26号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明します。これらは関連ですので、

一括して説明いたします。

それでは4ページ目の総括表をご覧ください。事業計画変更及び4条申請は1件あがっております。今月の総括表です。読み上げてご説明いたします。

**【議案第25号、第26号 議案書をもとに朗読】**

今回の申請は、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。また、すべての許可要件を満たしていると考えます。

議 長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

事務局： 担当確認委員は欠席ですが、問題なしと連絡を受けております。

議 長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

(「意見無し」の声あり)

議 長： 特に意見が無いようならば、申請通り意見決定ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議が無いようですので、議案第25号及び第26号は意見決定いたします。

議案第27号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第27号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明します。

7ページ目の総括表をご覧ください。今月の申請は1件2筆です。地区別の内訳は表のとおりです。面積合計が6,020㎡です。

**【議案第27号 議案書をもとに朗読】**

本申請について、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。また、すべての許可要件を満たしていると考えます。

議 長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの

説明をお願いします。

13番： 申請地はトレーラーの出入りの関係で、これだけの面積が必要となっている。地権者も高齢のため、畦の草刈りもできていない状態である。転用は問題ないと考える。

議 長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

（「意見無し」の声あり）

議 長： 特に意見が無いようでしたら、申請通り意見決定してよろしいでしょうか。

（「異議無し」の声あり）

議 長： 異議が無いようですので、議案第27号は意見決定いたします。

議案第28号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案28号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定についてご説明します。

今月の案件は全40件、100筆、118,131㎡になります。今回の計画は、農用地の効率的な利用、農作業状況等、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えます。

議 長： ただいま事務局からの説明が終わりました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

13番： 受付番号（借り手）199～208は、住所は市外であるが現在はどこで耕作しているのか。

事務局： もともと父親が片貝地区の方であり、実家のある片貝地区で耕作をされております。

8 番： 受付番号（借り手）199のように賃貸借料金が10aあたり「0、2000」となっているのはどういうことか。

事務局： 利用権を設定する農地が何筆もあり、その内に現に耕作している土地と耕作していない土地があるためそのような表記となっている。

議 長： この他に意見が無いようでしたら、申請通り意見決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議が無いようですので、議案第28号は決定いたします。  
議案第29号令和4年富山県農業政策に関する提言について（案）について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第29号令和4年富山県農業政策に関する提言について（案）について説明いたします。

【議案第29号 議案書をもとに朗読】

議 長： ただいま事務局からの説明が終わりました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

8 番： 市ではスマート農業に関する助成はあるのか？

事務局： 農業用ドローンの講習を受講する方で対し、受講料の助成があります。

議 長： この他に意見が無いようでしたら、申請通り意見決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議が無いようですので、議案第29号は決定いたします。  
これで議案審議は終わりましたが、その他の協議事項について事務局より説明して下さい。

事務局： ・農振除外について（令和4年5月受付分）

- ・非農地通知について（令和4年6月分）
- ・「ほおぼる幸せ。富山米」生産推進大会の開催について
- ・活動記録簿の提出について
- ・農業委員会視察研修について

議 長： 以上で本日の総会を終了します。

【閉 会：午後4時06分】

## 【別添】

## 農地法第4条調査書

議案第26号 受付番号1番

申請者		作成者 小林 智樹
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（準工業地域及び第一種住居地域）が定められた市街地の区域内にある農地であり、第3種農地と判断しました。 転用許可基準は原則許可です。	
転用目的	申請地隣の貸駐車場は通路幅が狭いことから拡張する計画です。また、既存の農業用倉庫が手狭であることから、余剰な駐車スペースを活用し農業用倉庫も建設する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については一体工事として支払い済みであり、適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事を行う計画です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用できる見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、農業用倉庫及び駐車場敷地のための必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は農業用倉庫の建築と駐車場の整備が目的であり、該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接農地との境界にはコンクリート壁を設け、隣接地等に被害の及ばぬよう配慮されます。 生活雑排水は発生せず、雨水については、隣接の水路へ排水する計画であり、問題無いと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

## 【別添】

## 農地法第5条調査書

議案第27号 受付番号1番  
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 小林 智樹
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、おおむね90haの一団の農地の中にあり、土地改良事業施行済区域内の農地であるため、第1種農地と判断しました。転用許可基準は既存敷地拡張です。	
転用目的	譲受人の既存地は、車両の増加により手狭になっている。今後化学品及びセメント原料の輸送業務の増加が見込まれるため、車両の増加を予定しており、安全に業務を遂行するため新たに事業所を拡張し保管車庫と駐車敷地を確保する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については全額自己資金でまかなう計画で、入出金明細証明を申請書に添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、事業所拡張敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、事業所敷地の拡張整備が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にはコンクリート擁壁等を設置し、近隣の農地等に被害が及ばぬよう配慮されます。生活雑排水は発生せず、雨水は勾配により流れて新設する側溝を経由し調整池に集水し、オリフィス柵で流量調整した後、既存の水路へ放流する計画であり問題無いと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		